

前橋都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画川曲地区地区計画を次のように決定する。

名	称	川曲地区地区計画
位	置	前橋市川曲町及び稲荷新田町地内
面	積	約 3.8 ha
区域の 整備 ・保 全 発 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、JR上越線新前橋駅から南へ約 2.5 kmに位置し、住宅地として県住宅供給公社によって造成された区域と、市で造成予定の区域及びその周辺の区域である。住宅地としての市街化を計画的にコントロールするため建築物の用途の制限を行い、地区施設を整備することにより、良好な住宅地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境としての土地利用を増進するため、個々の建築行為等を良好な住宅地形成に向けて計画的誘導を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路（4.5～10.0 m）を適切に配置し、整備を図る。
	建築物等の整備方針	適正な宅地及び建築物の規模のもとに建築物の用途の制限を行い、良好な住環境を確保する。
地区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道路 幅員 4.5 m、延長 約 50 m 区画道路 幅員 5.0 m、延長 約 620 m 幅員 6.0 m、延長 約 690 m 幅員 10.0 m、延長 約 30 m
	建築物等 に関する 事項	建築物の 用途の制限 次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの （2）病院 （3）地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設、知的障害児通園施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡をこえるもの
備	考	

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は群馬県住宅供給公社によって造成された区域と市で開発予定の区域及びその周辺地区であり、地区施設を適切に配置し、個々の建築行為等を計画的にコントロールすることにより良好な居住環境の形成を図るものである。